

令和5年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立大東高等学校

校長名 佐々木 信 明

I 活動の方針

- 1 生徒が、学習・部活動・食事・休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、教職員が、教材研究や生徒との面談時間を確保し、そして心身の疲労回復ができるよう、適切な活動時間や休養日を設定する。
- 2 一人の生徒が、運動競技・文化的活動を問わず、また、校内外を問わず多様な活動を行うことができるよう、学校として配慮する。
- 3 少人数の部であっても、他の高校や中学校、地域の団体との連携を図るなどして、生徒の活動機会を保障する。

II 休養日・活動時間について

- 1 平日の活動時間は、長くとも2時間30分程度とする。
- 2 土日・祝日等、学校の休業日の活動時間は、3時間程度とする。ただし、学校の休業日に大会参加や練習試合等で3時間を大きく超えて活動した場合は、翌日に休養日を設定するなど、生徒の疲労回復に積極的に努める。
- 3 部活動休養日に、大会参加等で活動した場合は、他の日に休養日を振り替える。
- 4 休養日は、週1日以上を確保しながら、競技種目や文化活動の分野それぞれの特性（シーズンオフが明確である、など）を考慮しつつ、年間で平均して週2日以上となるよう努める。

III 活動のきまり

- 1 部顧問は、年度始めに年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等を記載したものを）、また月毎に月間活動計画及び活動実績を作成し、学校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。
- 2 提出した活動計画（年間、月間）は、多くの教員が計画の状況を確認できるよう、職員室内に掲示し、内容に変更があった場合は、その都度、掲示されているものに朱書きを行う。
- 3 部活動中の事故対応に備え、部顧問と保護者との間の連絡体制を整える。
- 4 職員会議等で部顧問が活動時間に立ち会えない時は、活動開始前に、安全面での注意を生徒に具体的に指示する。
- 5 部顧問は、活動場所に危険箇所（施設、用具含む）がないか常に状況を確認し、危険と思われる箇所が見つかった時には、管理職・事務室に速やかに報告する。
- 6 部活動中に事故が発生した場合は、管理職に速やかに報告する。

IV その他

- 1 体罰や暴言、ハラスメントを根絶する。
- 2 部活動への加入については任意とするが、本校の教育目標実現のため加入を推奨する。
- 3 熱中症対策、新型コロナウイルス感染防止対策等を徹底し、生徒の健康管理に努める。
- 4 コーチを委嘱する部にあつては、コーチと練習計画についてよく打ち合わせを行い、本校の方針についてよく理解していただいた上で、指導をしていただくものとする。